

令和4年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

地方公共団体コード	4	0	1	0	0	5 ⁶
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別 コード	特定市・・・1	12				
	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13					1 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 10,052	21 8,065	30 1,987
法人	0 2 0	22,205	12,355	9,850
合計	0 3 0	32,257	20,420	11,837

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 221,923,640	25 220,003,520	38 2,259,368	51 217,744,152
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	629,393,945	614,371,317	10,287,560	604,083,757
	船 舶	0 3 0	22,591,039	17,492,700	5,092,152	12,400,548
	航 空 機	0 4 0	405,354	405,354	0	405,354
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	11,986,212	11,937,711	48,500	11,889,211
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	124,757,748	124,555,321	16,379	124,538,942
	小 計 (ハ)	0 7 0	1,011,057,938	988,765,923	17,703,959	971,061,964
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	239,231,189	202,092,911		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	30,133,232	22,627,982		
	小 計 (ニ)	1 0 0	269,364,421	224,720,893		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,280,422,359	1,213,486,816			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,213,486,816		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 5,422,114	25 5,422,114	38 0	51 5,422,114
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	3,027,595	3,014,911	0	3,014,911
	船 舶	0 3 0	165,064	90,467	74,597	15,870
	航 空 機	0 4 0	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	12,335	12,335	0	12,335
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	2,704,624	2,672,084	0	2,672,084
	小 計 (ハ)	0 7 0	11,331,732	11,211,911	74,597	11,137,314
法十 第 九 三 条 百 八 係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	11,331,732	11,211,911			
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		11,211,911		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 216,501,526	25 214,581,406	38 2,259,368	51 212,322,038
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	626,366,350	611,356,406	10,287,560	601,068,846
	船 舶	0 3 0	22,425,975	17,402,233	5,017,555	12,384,678
	航 空 機	0 4 0	405,354	405,354	0	405,354
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	11,973,877	11,925,376	48,500	11,876,876
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	122,053,124	121,883,237	16,379	121,866,858
	小 計 (ハ)	0 7 0	999,726,206	977,554,012	17,629,362	959,924,650
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	239,231,189	202,092,911		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	30,133,232	22,627,982		
	小 計 (ニ)	1 0 0	269,364,421	224,720,893		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,269,090,627	1,202,274,905			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,202,274,905		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)	0 1 0	1	3		
		0 2 0	2	3		
		0 3 0 0 4 0	1	6		
			1	3		
	第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0	111, 117	1	3	37, 039
		0 6 0	9, 989, 671	2	3	6, 659, 780
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0		1	2	
	第 4 項 (外航船舶)	0 8 0		1	6	
		0 9 0		1	4	
	第 5 項 (内航船舶)	1 0 0	10, 171, 932	1	2	5, 085, 966
	第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6	
	第 7 項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5	
1 3 0			1	10		
1 4 0			2	15		
第 8 項 (離島路線用航空機)	1 5 0		1	3		
	1 6 0		2	3		
1 7 0		1	4			
第 9 項 (日本放送協会)	1 8 0	1, 160, 188	1	2	580, 094	
第 10 項 (日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3		
	2 0 0		2	3		
第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6		
	2 2 0		1	3		

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 3 0	1	6		
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0	1	18		
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0	1	36		
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0	1	10		
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0	2	3			
		3 0 0	5	6			
		3 1 0	1	6			
		3 2 0	1	3			
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0	1	3			
		3 4 0	2	3			
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 5 0	1	3			
		3 6 0	2	3			
	第 17 項 (水資源機構)	3 7 0	1	2			
		3 8 0	3	4			
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9 0	1	4		
		②(新線構築物)	4 0 0	1	12		
			4 1 0	1	6		
		③(新線立体交差化施設)	4 2 0	1	24		
			4 3 0	1	12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4 0	1	6		
4 5 0			5	24			
4 6 0			1	24			
⑤(変・送電用資産)	4 8 0	3	20				

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	8
							7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(B)	(C)	(B)	(C)	(A)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4 9 0	2,366,648	1	3			788,882
		5 0 0		2	3			
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0	2,597	1	2			1,299
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0		1	2			
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0	660	3	5			396
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3	5			
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0		1	2			
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4	5			
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1	2			
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1	2			
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1	2			
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1	2			
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1	3			
		6 2 0		2	3			
		6 3 0		1	2			
	6 4 0		1	3				
	6 5 0		2	3				
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0		1	3				
	6 5 0		2	3				
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0	86,526	1	3			28,842	
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0		1	2				
合 計	6 8 0	23,889,339	-	-			13,182,298	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(B)	(C)	(A)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29
		0 2 0		2	3	
	旧第2項 (ガス事業用資産)	0 3 0		3	5	
		0 4 0		3	4	
	旧第13項 (立体交差化施設)	0 5 0		2	3	
		0 6 0		5	6	
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 7 0		-	-	
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	0 8 0	56,940	2	3	37,960
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	0 9 0		1	2	
	旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 0 0		1	3	
		1 1 0		1	6	
		1 2 0		1	3	
	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 3 0		1	2	
		1 4 0		1	2	
		1 5 0		1	3	
旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 6 0		1	6		
	1 7 0		1	2		
	1 8 0		1	3		
旧第26項 (日本消防検定協会)	1 9 0		1	6		
	2 0 0		1	2		
	2 1 0		1	3		
旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 2 0		1	6		
	2 3 0	168	1	2	84	
	2 4 0	2,276	1	3	759	
旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 5 0		1	6		
	2 6 0		1	3		
	2 7 0		1	6		
旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)						

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	74

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	(D)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項(高压ガス保安協会)	280	1	2			
		290	1	3			
		300	1	6			
	旧第32項(自動車安全運転センター)	310	1	3			
		320	1	6			
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	330	1	2			
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	340	2	3			
		350	1	2			
		360	1	6			
	合 計	370	59,384	-	-	38,803	

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)		
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (D) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29	
		0 2 0		3	4		
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0	2,060,390	1	2	1,030,195	
		0 4 0		2	3		
		0 5 0	3,209,939	1	3	1,069,979	
		0 6 0		3	4		
		0 7 0	2,362,255	1	6	393,709	
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0	769,632	1	2	358,234
		5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0	33,651	3	4	25,238
		旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		1	2	
		フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		1	2	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2 0		2	5		
		1 3 0		1	4		
		1 4 0		3	8		
	1 5 0		2	3			
第 5 項 (沖縄電力㈱)	1 6 0		2	3			
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3			
第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8 0		2	3			
第 8 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		2	3			
	2 0 0		3	4			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 9 項 (国際船舶)	2 1 0		1	18				
	(うち特定船舶適用分)	2 2 0		1	36				
	第 10 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 3 0		1	2				
	②(新線構築物)	2 4 0		1	6				
		2 5 0		1	3				
	③(立体交差化施設)	2 6 0		1	12				
		2 7 0		1	6				
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2 8 0		1	3				
		2 9 0		5	12				
		3 0 0		1	12				
		3 1 0		1	6				
	⑤(変・送電用資産)	3 2 0		3	10				
	第 11 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 3 0	66,119	1	3			22,040	
	第 12 項 (低床車両)	3 4 0		1	3				
	第 13 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 5 0		2	3				
		3 6 0		3	5				
	第 14 項 (PFI公共施設)	3 7 0		1	2				
第 15 項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 8 0		3	5					
(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0		1	2					
第 16 項 (都市鉄道施設)	4 0 0		2	3					
第 17 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 1 0		1	2					
	4 2 0		3	5					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)		
法	第 18 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 3 0	12	25 1	27 4	29			
	第 19 項 (バイオ燃料製造設備)	4 4 0		1	2				
附	第 21 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 5 0		2	3				
	第 22 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 6 0		1	2				
則	第 24 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	4 7 0		2	3				
	第 24 項 (津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	4 8 0		1	2				
第	第 25 項 (移動等円滑化のための設備)	5 0 0		2	3				
	第 26 項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 1 0		2	3				
十	第 26 項 (太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 2 0		2	3				
	第 26 項 (風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 3 0		3	4				
五	第 26 項 (風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 4 0		3	4				
	第 26 項 (風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0	1,474,375	2	3		982,917		
条	第 26 項 (水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0		1	2				
	第 26 項 (水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		2	3				
五	第 26 項 (地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		2	3				
	第 26 項 (地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1	2				
条	第 26 項 (バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0		1	2				
	第 26 項 (バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		2	3				
	第 27 項 (鉄道耐震補強設備)	6 2 0		2	3				
	第 28 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 3 0		2	3				
	第 29 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0		2	3				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法	第 30 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	6 5 0		1	2				
		6 6 0		5	6				
		6 7 0		2	3				
附	第 31 項 (無電柱化)	6 8 0	18,900	1	2			9,450	
		6 9 0		2	3				
		7 0 0	1,760	3	4			1,320	
則	第 33 項 (特定事業所内保育施設 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分))	7 1 0	305,065	1	2			152,532	
	第 35 項 (帰還環境整備推進法人)	7 2 0		1	3				
	第	第 36 項 (地域福利増進事業)	7 3 0		2	3			
		7 4 0		3	4				
第 37 項 (農業協同組合等共同利用機械)		7 5 0		1	2				
十	第 38 項 (認定就農者)	7 6 0		2	3				
	第 40 項 (滞在快適性等向上施設)	7 7 0		1	2				
	五	第 41 項 (ローカル 5G)	7 8 0		1	2			
第 42 項 (シェアサイクルポート (雨水貯留浸透施設))		7 9 0		3	4				
第 43 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例 適用分))		8 0 0		1	3				
合 計	8 1 0	10,302,086	-	-			4,045,614		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課税標準の特例率 (B)	課税標準の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B)	課税標準額 (A) × (C)		
							(B)	(C)
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9	12	25	27	29		
	0 1 0			2	3			
	0 2 0			3	5			
	旧第3項(公害防止設備)	0 3 0		12,372	1	3		4,124
	0 4 0		219,686	2	3		146,457	
	0 5 0			3	4			
	0 6 0		2	1	2		1	
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 7 0			3	5		
	0 8 0			1	2			
	0 9 0		2,130	1	3		710	
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0		6,973	1	2		3,486
	1 1 0		3,174	2	3		2,116	
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0		187,592	2	3		125,062
	1 3 0				5	6		
	旧第7項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 4 0			3	5		
旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0			2	3			
1 6 0				1	2			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0			-	-			
旧第14項(旧国際電信電話)	1 8 0			3	5			
1 9 0				1	2			
旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0			2	3			
2 1 0				3	5			
旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0			4	5			
2 3 0				3	4			
旧第17項	2 4 0			1	6			
①(立体交差化施設)								
②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0			-	-			
③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0			-	-			
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	2 7 0			1	2			
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0			2	3			
旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 9 0			1	2			
旧第20項(スーパー中核港湾)	3 0 0			1	2			
旧第21項(国立大学校舎)	3 1 0			1	2			
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3 2 0			1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B) (C)	(B) (C)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	3 3 0	-	-		
	旧第31項（熱電併給型動力発生装置）	3 4 0	5	6		
		3 5 0	11	12		
		3 6 0	1	2		
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 6 0	1	2		
	旧第36項（対象特定電気通信設備）	3 7 0	3	4		
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 8 0	18,727	1	2	9,364
		3 9 0		1	4	
	旧第37項（放送ネットワーク災害対策用設備）	4 0 0		3	4	
	旧第37項（立地誘導促進施設）	4 1 0		2	3	
	旧第39項（国家戦略特区）	4 2 0		1	2	
	旧第40項（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分） <small>（認定誘導事業により取得した公共施設等）</small>	4 3 0		-	-	
	旧第41項（先端設備等）	4 4 0	4,046,843	0	1	
	旧第43項（経営力向上設備等）	4 5 0	291,849	1	2	145,924
	合 計	4 6 0	4,789,348	-	-	437,244

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調(5)
 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額			
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	27	1	3	29		
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0	2 0				1	2			
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	②(新線構築物)	0	3 0				1	6		
			0	4 0				1	3		
		③(新線立体交差化施設)	0	5 0				1	12		
			0	6 0				1	6		
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7 0				1	12		
			0	8 0				1	6		
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9 0				1	12		
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0 0				1	36		
			1	1 0				1	18		
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2 0				1	72		
			1	3 0				1	36		
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	4 0				1	20		
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	5 0				1	3				
	1	6 0				5	12				
	1	7 0				1	12				
	1	8 0				1	6				
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9 0				1	6			
	⑪(変・送電用資産)	2	0 0				3	10			
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2	1 0				1	3			
		2	2 0				3	10			
	⑬(新造車両(流通業務))	2	3 0				3	10			
	⑭(鉄道耐震補強設備)	2	4 0				1	3			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調（5）
 （法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2
 つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	(D)			
法附則第十五条の三 旧道承継特例とJR北海 旧道承継特例とJR北海 旧道承継特例とJR北海 旧道承継特例とJR北海	①(旅客会社等に係る承継特例)	2 5 0		3	5				
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 6 0		-	-				
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2 7 0		3	10				
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 8 0		-	-				
法附則第16条の2	第11項(平成28年熊本地震被災代替償却資産)	2 9 0		1	2				
旧法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	3 0 0		1	3				
合 計		3 1 0	0	-	-				0

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条、法附則第56条の2等）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 附 則 第 56 条	第12項（東日本大震災）	0 1 0		1	2			
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0		1	2			
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2	3			
	旧 第 4 項	①（被災特定地方交通線）	0 4 0		1	4		
		②（新線構築物）	0 5 0		1	6		
		③（新線立体交差化施設）	0 6 0		1	12		
		④（河川事業鉄軌道用資産）	0 7 0		5	24		
		0 8 0		1	12			
令和3年地方税法等改正 法附則第12条第9項 （旧法附則第64条）	（新型コロナ先端設備等） ～R3.3.31取得分（構築物のみ）	0 9 0	0	99	99		0	
法附則第64条	（新型コロナ先端設備等） R3.4.1～取得分	1 0 0	955,817	99	99		0	
合 計	1 1 0	955,817	-	-	-		0	

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9 0 1 0	12 20,420	21 7,474,328 ³³	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	12 300	21 464,193 ³³	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	12 256	21 421,971 ³³	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	12 283	21 495,180 ³³	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	12 247	21 457,003 ³³	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	12 254	21 495,130 ³³	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	12 1,005	21 2,258,360 ³³	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	12 767	21 2,110,165 ³³	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	12 4,470	21 24,949,844 ³³	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	12 1,602	21 22,413,747 ³³	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	12 635	21 15,545,267 ³³	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	12 1,119	21 60,747,596 ³³	
1億円以上のもの		9 1 3 0	12 899	21 1,083,128,360 ³³	
計		9 1 4 0	12 32,257	21 1,220,961,144 ³³	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 227	21 202,110,381 ³³
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 22,627,982 ³³
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21	33

地方公共団体コード					表番号		
1	4	0	1	0	0	5	780

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	8,065	2,673,586
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	82	127,386
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	81	133,230
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	83	144,867
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	63	116,636
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	65	126,477
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	269	602,693
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	186	512,007
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	915	4,806,445
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	178	2,436,440
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	34	817,251
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	31	1,388,479
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	0	0
計		9 1 4 0	10,052	13,885,497
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	0
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	0
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	0	

地方公共団体コード					表番号		
1	4	0	1	0	0	5	781

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 12,355	21 33 4,800,742	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 218	21 33 336,807	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 175	21 33 288,741	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 200	21 33 350,313	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 184	21 33 340,367	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 189	21 33 368,653	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 736	21 33 1,655,667	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 581	21 33 1,598,158	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 3,555	21 33 20,143,399	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 1,424	21 33 19,977,307	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 601	21 33 14,728,016	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 1,088	21 33 59,359,117	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 899	21 33 1,083,128,360	
計		9 1 4 0	12 22,205	21 33 1,207,075,647	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 227	21 33 202,110,381
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 33 22,627,982
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12 0	21 33 0	